

令和7年8月号
戸坂交番



広島東警察署
広島市東区二葉の里3丁目4番22号
TEL 082-506-0110



広島県警察HP



夏の夕暮れ時にご注意を



夏は日が長く、夕暮れの時間帯に歩行者と車の事故が多発します。
特に高齢者や子供の飛び出しに注意を！！



【ドライバーの皆さまへ】

- ・ 早めのライト点灯 ・ 交差点での一時停止と左右確認 ・ 日没30分前にはヘッドライトを点灯 ・ 夕暮れ時の交差点では減速して左右を確認

【歩行者の皆さまへ】

- ・ 反射材を身につけましょう ・ 横断歩道を正しく渡りましょう
- ・ イヤホンやスマホを見ながらの歩行は控える
- ・ 自転車は左側通行、一時停止を守りましょう



令和7年第2回警察官採用試験のお知らせ

受付 令和7年7月1日(火)から同年8月26日(火)17時まで
第1次試験 令和7年9月21日(日)
第2次試験 令和7年10月4日(土)から10月5日(日)の指定された日
第3次試験 令和7年11月5日(水)から11月11日(火)の指定された日



令和6年第2回警察官

業務の幅が広く、様々な形で治安維持に貢献
待遇や福利厚生充実により生涯安心して働く
ことができます！

広島県警察安全安心アプリ
オトモポリス



問合せ先 最寄りの交番又は広島東警察署まで

令和7年1～6月の事件数

- 盗難 23件 (前年比 -6件)
- その他 17件 (前年比 +3件)

令和7年6月の事故件数

- 物損事故 41件
- 人傷事故 1件

※戸坂交番管内の件数



SNS型投資詐欺に注意！

次のことに注意しましょう

- ・ ○ 必ず儲かる投資はない
- ・ ○ ネット上の投稿や広報に注意
- ・ ○ 連絡先がSNSだけはキケン
- ・ ○ 振込先が個人名義は要注意

自転車を利用される皆様へ

自転車の交通違反の罰則強化！

道路交通法が改正され、令和6年(2024年)11月1日から自転車の交通違反に対する罰則が強化されました。

運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が罰則の対象となりました。

違反者は、

6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

※反則金1万2千円（令和8年4月1日施行）

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

禁止



酒気帯び運転・幫助

自転車の酒気帯び運転が罰則の対象となりました。

違反者は、

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

自転車を運転する人に酒類を提供すること、飲酒運転の自転車に同乗すること、飲酒運転をするおそれのある人に自転車を提供することについて、罰則の対象となりました。

自転車の提供者は、

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

禁止



禁止

